

答 申 第 3 7 9 号  
平成25年 4月26日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成23年7月26日付け管財第579号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第463号

平成23年6月27日付けで異議申立人 ●●●●株式会社 代表取締役 ●●●●から提起された、平成23年6月14日付け管財第176号の2で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、不開示とした情報のうち第4の2（3）イに掲げる情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成23年6月14日付け管財第176号の2で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）に係る処分を取り消すとの決定を求めるといものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、次のとおりである。

千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条の違反である。条例でいう「開示」とは、行政文書の内容をあるがままに示し、見せることであり、開示・不開示の判断は、専ら開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているかどうかによって行われ、開示の実施の方法によって開示・不開示の判断が異なることはない。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 行政文書開示請求について

異議申立人は実施機関に対し、平成23年4月15日付け行政文書開示請求書において、開示請求する行政文書の件名又は内容の欄を「千葉県管財課の自家用電気工作物保安業務その5の定期点検報告書（平成22年度分）」とする行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件請求に係る対象文書及び本件決定について

実施機関は、本件請求に係る行政文書として、平成22年度千葉県自家用電気工作物保安業務（その5）の定期点検報告書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、条例第8条第2号及び第6号に該当するとして、本件決定を行った。

本件決定の部分開示決定通知書において、「開示しない部分及び開示しない理由」欄に、条例第8条第2号に該当する情報である旨の記載漏れがあったため、平成23年11月24日付け管財第1792号により、当該決定通知書の一部訂正について、異議申立人に対し通知を行った。

なお、異議申立人に対しては、当該訂正通知書において、当該訂正通知を受けて異議申立書における異議申立ての理由に追加して記載したい理由がある場合には、平成24年1月23日までに提出するよう求めたが、異議申立人から提出はなかった。

3 本件対象文書の内容について

本件対象文書は、平成22年度千葉県自家用電気工作物保安業務（その5）の契約の委託仕様において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条第1項の規定により定めた千葉県自家用電気工作物保安規程（昭和53年規則第82号。以下「保安規程」という。）第19条に則り、主任技術者の元で委託事業者が千葉県の70施設を停電し、自家用電気工作物の保安のため点検及び測定を保安規程に定める基準により行った点検検査内容及び結果が記載された点検報告書である。

#### 4 本件対象文書のうち不開示とした部分の理由について

##### (1) 条例第8条第2号該当性について

本件対象文書には、点検者及び測定者（以下「点検者等」という。）の氏名並びに個人の印鑑の印影が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。点検者等は、自家用電気工作物保安業務委託の受注者の従業員であり、受注者の代表者又は同委託契約における代理人でもないため、事業を営む個人にはあたらない。

点検者等の氏名及び個人の印鑑の印影は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないので、条例第8条第2号ただし書きイに該当しない。

また、当該点検者等は、前述のとおり、条例第8条第2号ただし書きハに規定する公務員等に該当しないので、条例第8条第2号ただし書きハに該当しない。

さらに、当該点検者等の情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではなく、食糧費の支出を伴う懇談会及び説明会等に出席する者の情報ではないため、条例第8条第2号ただし書きロ及びニに該当しない。

よって、点検者等の氏名及び個人の印鑑の印影は、条例第8条第2号に該当する。

##### (2) 条例第8条第6号該当性について

本件対象文書に記載されている点検検査内容の詳細な情報を事前に公にすることにより、千葉県自家用電気工作物保安業務委託の現委託業者が点検検査内容の詳細な情報を知り得た場合、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがある。

点検検査内容及び結果は、現委託業者が委託仕様に則り点検検査し判定するものであり、公にすると自家用電気工作物保安業務に支障をきたすおそれがあることから、条例第8条第6号に該当する。

##### (3) 開示の実施の方法によって開示・不開示の判断を行ってはならず、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているかどうかで判断し、不開示とした情報は、条例第8条第2号及び同条第6号の不開示情報に該当するものであるため、異議申立人の主張には理由がない。

#### 第4 審査会の判断

千葉県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は、異議申立人の主張及

び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定については、実施機関の説明要旨 1 及び 2 のとおりである。

2 本件対象文書について

(1) 実施機関と保安業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、保安規程第 19 条第 1 項の規定による巡視、点検及び測定業務について千葉県自家用電気工作物保安業務（その 5）に係る業務委託契約書（以下「契約書」という。）を締結している。

(2) 本件対象文書は、受託者が千葉県が管理する 70 施設について、契約書第 1 条に規定する自家用電気工作物保安業務委託仕様書（以下「仕様書」という。） 8（2）アに掲げる別紙 2、4～9 の様式（以下「各様式」という。）により、直流電源装置（蓄電池）測定、発電装置試験、保護継電器試験、接地抵抗測定、絶縁抵抗試験、警報・表示装置試験、制御関係動作試験等を行った点検報告書（以下「点検報告書」という。）である。

(3) 点検報告書のうち、実施機関が不開示とした情報は次のとおりである。

ア 点検者等の氏名及びその印影

イ 仕様書に示す定期点検試験項目及び方法により測定され、各様式の該当する欄に記載された点検検査内容、結果（以下「点検結果データ等」という。）

3 条例第 8 条第 2 号該当性について

(1) 本件対象文書には、点検者等の氏名及びその印影が記録されており、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することが出来る情報であり、条例第 8 条第 2 号本文に該当する。

(2) 点検者等は、原則として受託者の従業員又は構成員等であり、仕様書により以下のとおり、免状を交付されている者及び資格等を有する者とされている。

ア 保安業務従事者（受託業務に従事し、保安業務補助者を監督・指揮する者）の場合にあつては、電気事業法に定める電気主任技術者免状を交付されている者

イ 保安業務補助者（保安業務従事者の指示に従い受託業務に従事する者）の場合にあつては、次のいずれかに該当する資格を有する者

(ア) 電気工事士法に定める第 1 種電気工事士免状を有する者

(イ) 工業高等学校、又はこれと同等以上の教育施設の電気科を卒業した者

(ウ) 電気設備の工事、維持、又は運用の経験を 5 年以上有する者

そして、受託者の従業員又は構成員等の氏名は公にされていない。

また、電気事業法に定める電気主任技術者免状を交付されている者、第 1 種電気工事士免状を有する者、工業高等学校、又はこれと同等以上の教育施設の電気科を卒業した者、電気設備の工事、維持、又は運用の経験を 5 年以上有する者の氏名は、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）、県立高等学校管理規則（昭和 54 年千葉県

教育委員会規則第1号)その他法令等の規定により、公にすることとされておらず、現に公にされていない。

したがって、点検者等の氏名及びその印影は、条例第8条第2号ただし書きイに該当しない。

- (3) また、同号に規定するただし書きロ、ハ及びニに該当しないことから、本件対象文書に記録された点検者等の氏名及びその印影は、条例第8条第2号に規定する不開示情報に該当する。

#### 4 条例第8条第6号該当性について

##### (1) 基本的な考え方について

条例の目的は、県民の行政文書の開示を請求する権利等を定めること等により、県の保有する情報の一層の公開を促進し、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることである旨条例第1条に規定されている。

よって、県の説明責任や県民の県政参加の観点からは、本来、県の機関が行う事務又は事業に関する行政文書は開示しなければならないが、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は不開示とする旨条例第8条第6号に規定されている。

本規定は、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等種々の利益を衡量した上での適正な執行と言えるものであることが求められ、また、支障の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、おそれの程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものとされている。

##### (2) 事務又は事業の適正な執行の支障について

ア 実施機関は、委託業者が過去の点検結果データ等を知り得た場合、不当な行為等を容易にするなど自家用電気工作物保安業務に支障をきたすおそれがあるため、不開示情報としている旨説明する。

イ 実施機関の説明する支障が生ずる可能性があることは否定できないが、そもそも保安業務は、契約書に則り受託者が履行しなければならないものであり、もし、実施機関の危惧するように受託者が保安業務を適正に実施しないおそれがあるというのであれば、指導・監督方法や契約書の内容を見直す等の措置をすべきであり、実施機関の説明する支障のおそれをもって点検結果データ等を不開示情報としたという実施機関の主張を認めることはできない。

したがって、実施機関が不開示とした点検結果データ等は、条例第8条第6号に該当せず、また条例第8条第1号から第5号にも該当しないことから開示すべきである。

#### 5 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

## 6 結論

以上のとおり、実施機関は、不開示とした情報のうち第4の2（3）イに掲げる情報を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 7月26日	諮問書の受理
平成24年 3月 8日	実施機関の理由説明書の受理
平成24年 4月 9日	異議申立人の意見書の受理
平成25年 1月29日	審 議 実施機関から不開示理由の聴取
平成25年 2月26日	審 議
平成25年 3月26日	審 議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部教授	部会長職務代理者
日 名 子 暁	弁 護 士	
湊 弘 美	弁 護 士	

(五十音順：平成25年3月26日現在)